

新たな加工食品の原料原産地表示制度に 係る答申への対応について

平成30年6月
消費者庁

- 経過措置期間終了時の消費者の理解度等の達成すべき目標値は、50.4%に設定する
 - 食品表示に対する認知度が、61.9%。（平成29年度食品表示に関する消費者意向調査）
 - 食品表示を認知している者のうち、加工食品を購入する際、原料原産地表示を参考にする者の全てが新たな加工食品の原料原産地表示制度を理解することを目標とする。
 - 食品表示を認知している者のうち、原料原産地表示を参考にする者の全体に対する割合は、50.4%。
- 経過措置期間終了時の事業者の理解度等の達成すべき目標値は、100%に設定する。

- 「平成29年度食品表示に関する消費者意向調査」において、約1万人の消費者を対象に新たな加工食品の原料原産地表示制度の理解度をWebで調査（資料2-2）
- 消費者庁実施の平成29年度委託事業において、消費者及び食品関連事業者へのセミナー及び説明会を活用して新たな加工食品の原料原産地表示制度の理解度を調査（資料2-3及び資料2-4）

- 新たな加工食品の原料原産地表示制度の施行（平成29年9月1日）に合わせ、消費者向けに特化したパンフレット及びリーフレットを作成し、消費者向けQ & Aをリーフレット及びHP上に掲載し、公表。（資料2-5）



- 消費者庁実施の平成29年度委託事業において、全国3か所での消費者（実際に食品を購入する頻度が高く、また、それぞれの地域で情報発信力の高い主婦層）を対象とした食品表示制度セミナーを実施。（資料2-3）
- 平成30年度は、委託事業で全国35か所程度で食品表示制度セミナーを実施予定。
- また、平成29年度は、各地方の消費者団体、行政機関等からの依頼に応じ、全国各地（22か所）へ講師を派遣。
- 今後も、可能な限り消費者団体等と連携し、普及・啓発活動を実施。

- 農林水産省が実施した平成29年度委託事業において、「新しい原料原産地表示制度～事業者向け活用マニュアル～」を作成し、平成30年1月に公表。
- 併せて上記マニュアルの説明会を全国10か所で開催。
- 平成30年度については、平成29年度に作成したマニュアルに加えて、事業者が行う具体的な行為の手順等を示すマニュアル別冊資料の作成及び説明会（平成29年度に開催した都市以外で全国18か所）の開催を予定。

- また、平成29年度は、事業者団体、行政機関等からの依頼に応じ、全国各地（61か所）へ講師を派遣。
- 今後も、可能な限り地方公共団体等と連携し、周知活動を実施。

- 相談対応については、平成29年9月に各地方農政局、FAMIC等に相談窓口を設置し、中小・零細事業者からの相談に対応できる体制を整備。
- 平成29年11月30日、新たな加工食品の原料原産地表示制度に係る都道府県等担当者研修を実施。

- 新たな加工食品の原料原産地表示制度の施行とともに発出した「食品表示基準 Q & A 別添新たな原料原産地表示制度」について、以下の内容を平成30年1月に追記及び修正。
1. 水のみ、添加物のみ、水及び添加物のみで構成される食品には、原料原産地表示の義務がない旨を明記（原原－5）、（原原－6）
 2. 実質的変更（国内製造）とはならない具体例を追記（原原－43）
 3. 製造地表示と生鮮原材料まで遡った原産地表示の両方を表示することが可能である旨を新設（原原－49）
 4. 原材料名によって、生鮮食品を表しているのか、加工食品を表しているのかの整理を新設（原原－50）

- 「平成29年度食品表示に関する消費者意向調査」において、約1万人の消費者を対象に新たな加工食品の原料原産地表示制度の理解度をWebで調査。
- 消費者庁実施の平成29年度委託事業において、消費者及び食品関連事業者へのセミナー及び説明会を活用して新たな加工食品の原料原産地表示制度の理解度を調査。
(資料2-3及び資料2-4)

- 平成30年度においても、あらゆる機会を通じて周知普及を実施。
- 消費者への周知については、食品表示制度セミナーを昨年度の3か所から本年度は35か所で実施予定。
- 事業者への周知については、昨年度同様、農林水産省と連携し、対応。

- 不正表示の情報を的確に把握するため、相談及び疑義情報の受付窓口を記載したチラシ（資料2-5）を作成し、各地方農政局等や地方自治体（都道府県及び保健所設置市の150機関）に共有を図り、巡回調査等で食品関連事業者に幅広く配布。
- 全国9ブロックにおいて、地方自治体の担当者を対象にした原料原産地表示制度や不正表示の取り締まりに関する研修会を開催。（平成29年12月までに終了）
- 監視に関する運用を具体化するために、「加工食品の原料原産地表示に関する監視の手順書」を作成し、各地方農政局等や地方自治体に通知（平成30年3月）し、的確な運用の徹底を周知。

- 疑義情報の受付窓口を記載したチラシについては、継続的に幅広く配布。
- 国・地方自治体が連携して不正表示を許さない制度運用を確立するため、上記の手順書等を活用して、地方自治体の担当者を対象として不正表示の取り締まりに関する研修会を実施予定。（平成30年6月予定）

- 今後、別表15に追加する品目を選定する場合の基準について、以下の全てを満たす必要があることを明確化。（食品表示基準Q & A 別添原料原産地表示（別表15の1～6）の（全般－6）に記載。）
 1. 消費者や関係者の要望が強い食品
 2. 消費者の商品選択の上で重要な情報
 3. 食品関連事業者の実行可能性を確認
- 上記の基準を満たせば、原則として公開での検討を経て、対象に追加。

- 現状、新たな加工食品の原料原産地表示制度に基づく表示の商品はあまり流通していないと推察。
- 平成30年度中に流通している商品について、新たな加工食品の原料原産地表示制度に基づく表示状況の調査を実施予定。

新たな加工食品の原料原産地表示制度の概要

表示対象加工食品：

国内で製造した全ての加工食品

(ただし、外食、いわゆるインスタ加工等を除く。)

表示対象原材料：

製品に占める重量割合上位1位の原材料

その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 又は表示や大括り表示等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 平成29年9月1日施行。平成34年3月末まで経過措置期間をおく。

【原産地表示の原則】 国別重量順表示

国別に重量割合が高いものから順に全ての原産国を表示する。

〔 豚肉(アメリカ、カナダ)
豚肉(アメリカ、カナダ、その他) ……3か国目以上は、「その他」と記載できる〕

【例外】

・産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じ、「国別重量順表示」が困難であると見込まれる場合

「A国又はB国」と表示した場合、「A国のみ」、「B国のみ」、「A国、B国の順番」、「B国、A国の順番」の4通りの産地のパターンを表します。

・複数国の場合

【例外1】 又は表示

豚肉(アメリカ又はカナダ)
※過去実績又は計画に基づく重量順を「又は」でつなげて表示
※過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

・外国の産地が3か国以上の場合

選択可

【例外1】 又は表示

豚肉(アメリカ又はカナダ又はブラジル)
※過去実績又は計画に基づく重量順を「又は」でつなげて表示
※過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

【例外2】 大括り表示

豚肉(輸入)

国産と混合あり
豚肉(輸入、国産)

・輸入と国産の重量順が表示困難

【例外3】 大括り表示+又は表示

豚肉(輸入又は国産)
※過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

生鮮原材料まで遡って産地を特定できない場合でも表示可能。

【例外4】 対象原材料が中間加工原材料の場合

中間加工原材料の製造地表示 チョコレート(ベルギー製造)
※ 中間加工原材料である対象原材料の原料の産地が判明している場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該原材料名とともにその産地を表示することができる。